

- 1 実用発電用原子炉施設における放射線廃棄物管理の状況

(1) 気体、液体廃棄物の放出量

放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出量は、全ての原子力発電所において「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」に従い、施設周辺の公衆の受ける線量目標値（年間 50 マイクロシーベルト）を達成するために年間放出管理目標値を定め、これを超えないように努めることとしている。

平成 10 年度の放出量は、全ての発電所において放出管理目標値を下回っている。

なお、一般公衆の実効線量当量については、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針」等に基づき評価を行った結果、年間 1 マイクロシーベルト未満であった。

平成元年度以降の各年度の放射線気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出量を参考資料 1～4 に示した。

放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出放射能は、「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」に基づき測定したものである。

測定時において放出放射能濃度が検出限界濃度未満の場合は、表中に N . D . と表示している。